

○経済産業省告示第二百三十九号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十九号）による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第八条第一項の規定に基づく経済産業大臣が告示する期間を次のように定め、平成三十一年一月一日から施行する。

なお、平成元年通商産業省告示第六百五十号（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第五条に規定する特定物質許可製造数量の増加の許可を申請することができる期間）及び平成七年通商産業省告示第三百八十七号（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第八条第一項の規定に基づく経済産業大臣が告示する期間）は、廃止する。

平成三十年十二月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

当該申請に係る規制年度（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十九号）による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和

六十二年法律第五十三号) 第四条第一項に規定する規制年度をいう。) とする。